

重要事項説明書（介護保険用）

事業所→利用者

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業）

様に対する指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスの提供に当たり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

訪問看護ステーション 帯広すすらん

1、事業の目的

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

2、運営の方針

- 1、事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
- 2、事業の実施に当たっては、指定居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3、事業所の名称等

事業所の名称	訪問看護ステーション 帯広すすらん (開設者：社会医療法人 恵和会)
管理者	荒 真希
指定番号	0164690133
所在地	帯広市西7条南8丁目1番地3
電話番号	0155-20-5111
通常の事業の実施地域	(1) 帯広市の一部地域 帯広・広尾自動車道以北かつ札内川以西の地域。 (2) 音更町の一部地域 国道241号線（通称、帯広北新道）以東でかつ音更川以西の地域及び宝来北、宝来本通、宝来西町、宝来仲町、宝来東町、宝来南、ひびき野西町、ひびき野仲町、ひびき野東町の地域。 (3) 幕別町の一部地域 札内西町、札内桜町、札内北町、札内稔町、札内東町、札内新北町、札内暁町、札内豊町、札内共栄町、札内北栄町、札内堤町、札内桂町、札内中央町、札内青葉町、札内若葉町、札内文京町、札内泉町、札内あかしや町、札内みずほ町の地域。

4、職員の職種、員数及び職務内容（指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務）

職 種	員数	職務内容	勤務体制
管理者	看護師 1 名	介護保険法及び関係法令を遵守するとともに、監督官庁の指示等に従い、事業所の看護師等の管理及び、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。	常勤兼務
看護師等	看護師 5 名以上 うち 1 名は管理者を兼務	医師の指示に基づき、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、適正な指定訪問看護の提供にあたります。	常勤換算 2.5 名以上

5、営業日及び営業時間

<p>事業所の営業日、営業時間は次の通りです。</p> <p>1、営業日……月曜日から金曜日まで。 ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。</p> <p>2、営業時間…月曜日から金曜日、8時45分から17時15分まで。</p> <p>3、事業所は常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。</p>
--

6、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の内容

<p>1、病状、障害の観察</p> <p>2、清拭、洗髪等による清潔の保持</p> <p>3、食事及び排泄等、日常生活のお世話</p> <p>4、床ずれの予防、処置</p> <p>5、リハビリテーション</p> <p>6、認知症患者の看護</p> <p>7、療養生活や介護方法の指導</p> <p>8、カテーテル等の器具の管理</p> <p>9、家族の介護指導</p> <p>10、その他医師の指示による医療処置</p>
--

7、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の利用料、その他の費用

<p>1、厚生労働大臣が定める基準（別紙参照）によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その費用の負担割合の額（減額対象者を除く）を利用料としてお支払い頂きます。尚、要介護認定以前のためケアプランが未作成等で、法定代理受領ができない場合はその費用の全額をお支払い頂きます。この場合、利用者が後で市町村の窓口で保険給付分の払い戻しを受けることができる「償還払い」という制度があります。</p> <p>※上記利用料に加算されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間加算（午後 6 時～午後 10 時）…所定費用に 25%加算 ・早朝加算（午前 6 時～午前 8 時）…所定費用に 25%加算 ・深夜加算（午後 10 時～午前 6 時）…所定費用に 50%加算

2、1時間30分を超えて指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供した場合は、下記の超過料金をお支払い頂きます。尚、この場合の超過料金は公的介護保険の扱いとはなりませんのでご注意ください。

普通時間	8時00分～18時00分	30分ごとに3,000円
早朝夜間	6時00分～8時00分 18時00分～22時00分	30分ごとに3,800円
深夜	22時00分～翌朝6時00分	30分ごとに4,500円

3、指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスの提供日当日に、利用者の都合(容態の急変や緊急かつ止むを得ない場合を除きます)によって指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスのキャンセルがあった場合は、予定されたサービスの内容に係わらず1回につき500円のキャンセル料をお支払い頂きます。この場合のキャンセル料は公的介護保険の扱いとはなりませんのでご注意ください。

4、通常の実施地域を超えて指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを実施した場合は、下記の交通費を別途お支払い頂きます。この場合の交通費も公的介護保険の扱いとはなりませんのでご注意ください。

・利用者の要請により公共交通機関を利用した場合は、その実費費用。

事業所からの往復距離	・0～5 km	200 円
	・5～10 km	400 円
	・10～15 km	600 円
	・15～20 km	800 円
	・20～25 km	1,000 円
	・25 km～	1,200 円

5、利用料や交通費、その他の日常生活費等の支払いを受けた場合は、それぞれの費用ごとに区分した領収書を交付致します。

8、緊急時等における対処方法

1、看護師等は、指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを実施中に利用者の病状や状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

2、看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告致します。

9、秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護において、当事業所の看護師等が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すると共に、退職等により看護師等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じます。

10、利用解約及び訪問予定変更について

利用者は当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護について、その一部又は全てをいつでも解約することができます。尚、予定日時の変更については、事前に指定居宅介護支援事業者又は当事業所へご連絡下さい。

1 1、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する苦情や相談窓口

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関するお問い合わせ先は、下記の窓口になっています。

訪問看護ステーション 帯広すすらん

管理者：荒 真希

電 話 0155-20-5111

FAX 0155-20-5511

- 帯広市 介護保険担当課……………0155-24-4111
- 音更町 介護保険担当課……………0155-42-2111
- 幕別町 介護保険担当課……………0155-54-2111
- 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係…011-231-5175

1 2、事故発生時の対応

- 1、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2、前項の事故の状況、事故に際して採った処置等について記録するとともに、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。

1 3、損害賠償

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施中に事故等が発生し、当事業所の責に帰すべき理由により利用者及びその家族に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償すべく対処致します。

1 4、高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待に関する責任者：管理者 荒 真希
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) サービス提供中に、当事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5、ハラスメント対策について

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを実施中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

- 例)・叩く、蹴るなどの身体的に危害を及ぼす行為
- ・暴言での威嚇、怒鳴る等の言葉により傷つける行為
 - ・体を押えつける、性的な発言をする等の行為

16、災害時の対応

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。また、その際訪問の履行が遅延、もしくは不能になった場合でも、それによる損害賠償責任を負いません。

以上、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施開始にあたり、利用者に対し本書面に基ついて上記重要事項を説明致しました。

●訪問における交通費……エラー! 参照元が見つかりません。

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業者	所在地	帯広市西7条南8丁目1-3
	名称	訪問看護ステーション 帯広すずらん
	説明者	荒 真希

私は、「訪問看護ステーション 帯広すずらん」の職員から、指定訪問看護サービス（介護保険）に係る内容の説明を、重要事項説明書に基づき受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

署名代行者 住 所

氏 名

印

続柄

＜ 介護保険法に基づく訪問看護利用料金表 ＞ 訪問看護ステーション 帯広すずらん

1. 訪問看護費

項目	単位数
20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分以上1時間未満	823単位
1時間以上1時間30分未満	1,128単位
理学療法士、作業療法士、 又は言語聴覚士の場合	294単位 (1日に2回を超えて実施する場合は90/100)

2. 訪問看護 加算・減算

夜間又は早朝の場合※	+25/100	
深夜の場合※	+50/100	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位
	30分以上の場合	+402単位
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位
	30分以上の場合	+317単位
1時間30分以上の訪問看護を行う場合	+300単位	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき+600単位	
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき+500単位	
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき+250単位	
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に 2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,500単位	
初回加算(Ⅰ)	1月につき+350単位	
初回加算(Ⅱ)	1月につき+300単位	
退院時共同指導加算	1回につき+600単位	
看護・介護連携強化加算	1月につき+250単位	
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき+550単位	
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき+200単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき+6単位	
口腔連携強化加算	1回につき+50単位	
専門管理加算	1月につき+250単位	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	
業務継続計画未策定減算 (R.7.4.1より適応)	-1/100	

3. 介護予防訪問看護費

項目	単位数
20分未満	303単位
30分未満	451単位
30分以上60分未満	794単位
1時間以上1時間30分未満	1,090単位
理学療法士、作業療法士、 又は言語聴覚士の場合	284単位 (1日に2回を超えて実施する場合は50/100)

4. 介護予防訪問看護、加算・減算

夜間又は早朝の場合※		+25/100
深夜の場合※		+50/100
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位
	30分以上の場合	+402単位
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位
	30分以上の場合	+317単位
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		+300単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		1月につき+600単位
特別管理加算(Ⅰ)		1月につき+500単位
特別管理加算(Ⅱ)		1月につき+250単位
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合		1回につき-5単位
初回加算(Ⅰ)		1月につき+350単位
初回加算(Ⅱ)		1月につき+300単位
退院時共同指導加算		1回につき+600単位
看護体制強化加算		1月につき+100単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		1回につき+6単位
口腔連携強化加算		1回につき+50単位
専門管理加算		1月につき+250単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100
業務継続計画未策定減算 (R.7.4.1より適応)		-1/100

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の(介護予防)訪問看護にかかる加算を算定できるものとする

※「緊急時(介護予防)訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「サービス提供体制強化加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目